

f c t

GAZETTE

1988. 5
vol. 8
Number. 29

ガゼットは
テレビと市民
のデータバンクです

編集・発行／FCT (子どものテレビの会・市民のテレビの会) 編集委員会 責任者・鈴木みどり
発行所・神奈川県葉山町長柄1601-27 購読料／年間(4回発行)¥2000(送料共)一部¥500(送料別)
第一勧業銀行逗子支店(普通預金1425785) 郵便振替 東京9-84097

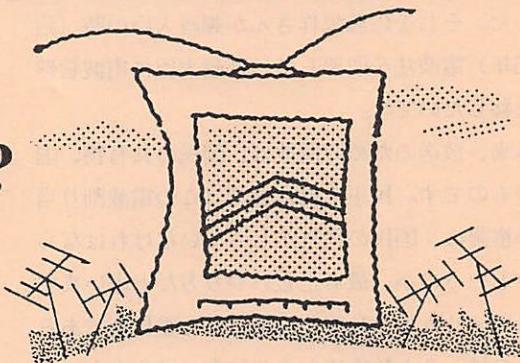
■特集

改正されるとどうなる?

—放送法・電波法—

郵政大臣の私的懇談会である「ニューメディア時代における放送に関する懇談会」は2年間にわたる調査研究の末、1987年4月に報告書を郵政大臣に提出した。郵政省はこの報告書をもとに抜本的放送法改革に着手したのだが、会合は密室審議となっていて、一度も市民の声を聞く機会は設けられなかった。郵政省は1988年2月5日自民党通信部会に放送法改正案を報告し、了承を得た。早ければ、4月の国会で成立をめざすという。

現行の放送法はラジオしかなかったような時代から、技術の進歩に合わせてつぎはぎしたような、NHK設置法ともいえる法律である。37年ぶりの



この改正案は、抜本的改革と認いながらも、放送行政を独立した委員会に委ねることはせず、現在の法律を手直しした内容となっている。

2月29日、東京・飯田橋婦人情報センターで開いたFCTフォーラムの講師は、参議院議員の田英夫氏と東海大学助教授の服部孝章氏。司会はFCTの湯川憲比古が担当した。

当日は、遅まきながら、この法律を考える初めての市民集会という性格となった。話し合いの中で、勉強した成果を早急に野党の通信議員に伝えたり、質問趣意書を作成するなど、市民側からのアクセス行動をしていくことを確認しあった。

■CONTENTS■

○特集 改正されるとどうなる?

—放送法・電波法— 1

○資料 放送法及び電波法の一部を改正する

法律案 7

○FCTの声 頭にきました!

..... 10

○FCTデータ・バンク

海外篇 12

国内篇 14

イラスト 市川雅美

電波管轄権が郵政大臣にあることの問題

司会 さっそく田さんからお話し願います。

田 私はこれまで郵政省に電波法と放送法を改正するように主張し続けました。電波法4条は、郵政大臣が放送免許権と割り当て権をもっていることであり、電波法13条は、免許の更新についてであります。第2次大戦後、憲法を含めて占領軍の一連の改正がありました。その時の電波法では、今のアメリカと同じような電波監理委員会があって、この委員会が電波割り当ての権限をもっていました。それを佐藤栄作さんが郵政大臣の時（昭和26年）電波法を改悪して、郵政大臣に電波管轄権を移したのです。

本来、放送のための電波は、国民の共有物、国民のものです。民主主義社会ではこの電波割り当ての権限は、国民の代表がもっていかなければならないというのが、最も正しいやり方だと思います。現にアメリカでは政府から独立した委員会であるFCCは、2大政党である共和党、民主党というその時の与党、野党の大きさでその数を割り当てて委員を選んでいます。以前の日本では、権力から独立した委員会であった電波管理委員会の委員長として共同通信出身の松方三郎さんや、荒畑寒村さんが務められたこともあった。しかしながら現在の電波法は権力そのものである郵政大臣が電波管轄権を握っていますが、今回の改正では、この大切な問題に全く触れていないのです。

「ハノイ田英夫の証言」で体験したこと

田 権力が電波管轄の権限を握っているとどういうことが起こるのか、私の体験から話していきます。それは、1960年代のことです。ベトナム戦争のニュースのはとんどがアメリカからのニュースだった時代に私は初めてハノイに入って取材をしました。1967年、TBSテレビで「ハノイ田英夫の証言」という1時間番組を放送したのです。放送1週間後、田中角栄他有力自民党議員6名が、TBS社長他報道局幹部を呼んでクレームをつけた。そして半年後私は画面から消えたのです。翌

年エンタープライズが佐世保に入港する事件を私が現地から取材するようになりました。するとTBS系列の態本放送の番組審議会が、「この報道はおかしい」と全会一致で決めて、東京放送キー・ステーションに送りつけてきたことがあります。最終的に首を切られたきっかけとなったのは、成田闘争の取材でした。TBSのマイクロバスに成田の婦人たちを乗せたことが、警察の検問から福田赳夫自民党幹事長の耳に入り、「こういうことをやるTBSには再免許の是否を考えねばならない」つまり13条を適用した発言をしまして、私は会社を辞めさせられたわけです。

郵政大臣が電波の割り当て、再免許の権限をもっているから、与党の幹事長が放送局へ圧力をかけられる。こういう状態では、民主的な放送のあり方とはいえないのです。このことについて今回の改正案は全く触れていません。従って改正とはいいがたいと申し上げているのです。改正の中で番組審議会のことが取り上げられています。さっき言いました態本放送局の例に見られる通り権力に迎合した審議会にもなり得るので、審議内容の公開、委員選出の方法が大切になってくるのです。他に改正案ではNHKの位置づけについて全く触れていません。NHKのあり方については充分論議していく必要があると思います。

司会 ありがとうございました。次に服部さんに改正案の骨子について話していただきます。（P.7～P.9の資料を参照）

放送法、電波法改正の骨子

服部 まず①放送法の構成を修正しNHKと民放の併存体制を堅持する、という点です。民間放送にはNHKの規定を準用します。ここには大きな問題はない。しかしNHKに課せられている「あまねく日本全国に放送しなければならない」というあまねく規定が民間事業者にも課せられ、CATVでなければ見られない地域や、自然難視の地域に今後、民間放送事業者も技術供与しなければならない可能性もあると思われます。

次に②放送の計画的普及について。すなわち、

マスコミの集中排除規定の法定化という問題があります。これは問題というより、受信者側にとっては、すばらしい規定ですが、各新聞どれを読んでもあまり触れていない。新聞社の放送免許獲得の問題があるからです。改正案の放送法第2条の2ですが、読みますと、こうです。「放送を国民に最大限に普及させるための指針。できるだけ多くの者に対し放送をすることができる機会を確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享受されるようにするための指針その他放送の計画的な普及および健全な発達を図るための基本的事項」と書かれている。つまり言論の多様性を保障した表現です。新聞と放送の兼営あるいは、ひとりの者が多数の放送局を支配することを封じるという理念が掲げられているのですが、郵政省にいわせれば、これは理念であって、現在も守られているというようなことを言われるのであります。

現実には、田中角栄が郵政大臣だった時に、日本のテレビ局は全国紙の数だけネットワークが作られてきた。そして1放送事業者がいろんな地方局の資本をもっているというようなことがある。今後は3事業支配の禁止。つまり新聞、テレビ、ラジオの3事業を同一の者が支配してはならないというこの通達が法律で明文化されたわけだから、改善の足がかりの一つになるか、ただの努力目標が掲げてあるだけと解釈するか、大きな問題といえる。秋田放送と秋田魁新聞、東北放送と河北新報、静岡新聞の問題、山形でのマスメディア独占の問題、東京のフジサンケイグループの独占の問題などの現実から視聴者は注目していく必要がある。

③免許制度の改善 免許の申請に関する事項です。電波法改正案第7条になりますが、「郵政大臣は放送局の免許の申請について、郵政大臣が定める放送用周波数使用計画に基づいて、周波数割り当ての可能性を審査すること」と書かれています。今まで周波数使用計画なる言葉は法律の中には出てこなかった。これは放送法の普及基本計画と同様に大臣が明らかにしていくわけですが、いろんな事情によっては、紆余曲折を経て、必ず

しも立派な使用計画が明らかにされるととはいえないのではないか。

④放送番組の質的向上の促進 放送局の番組審議会の機能の強化ということ。詳しくは問題点のところで述べることにします。

⑤メディア特性に応じた番組規律の緩和 NHKのテレビ、ラジオ、民間放送のテレビを除いた民間のラジオ、放送学園のラジオについては番組の調和原則を撤廃した。つまりラジオは音楽専門局となってもいいし、天気専門局となってもいいということです。現状追認といえるだろうが、ますますラジオの報道機能は衰退していくだろうと思う。アメリカのラジオに習ったのだろうが、日本の場合はラジオ局が少ないので、果たして調和原則の撤廃はどんなものか。東京地区のように3局から4局あるところはいいが、地方では民放ラジオ1局というところもある。民放ラジオの仕事の衰退につながっていくだろう。

⑥有料放送の導入 1990年に打ち上げられる衛星放送(BS-3)をにらんだものと思うが、一般放送に有料放送を導入する。すなわちお金をとって流すチャンネルができるということです。受信者と放送局が契約するわけですが、その契約内容を郵政省が監視する、といった契約約款まで行政が介入する内容になっている。現在のNHKの衛星放送の別料金導入も大変困難なことと思われるが、さらに視聴者がお金を払って衛星放送を見るのか。芽を吹くのはかなり先のことになるのではないか。

⑦NHK業務の拡大の追認 これも問題点のところで述べることにします。

市民の監視が必要な問題点は……

司会 次に改正案の問題点について、続けてお話し願います。

服部 ①マスメディアの集中排除について。骨子の②で述べた放送の計画的普及の部分です。今回の法改正を新聞はNHKの問題についてしか書けないのは、新聞と放送の資本系列の関係があって新聞がもの申せない。これは通信社とて例外ではなく、この部分を語れるところが土壤としてない

というのが現実です。改正案には、「できるだけ多くのものに電波が使用されるように」といっているのに、実際には、現在までの運用とさほど変わらはずがない。もし変わるとすれば、民放連が黙っていないはずですし、この法案粉碎に向かうはずです。その動きはないんで、おそらく郵政と民放連との手打ち式が、免許契約5年といううまいと引きかえにあったのではないかと読まるを得ないです。

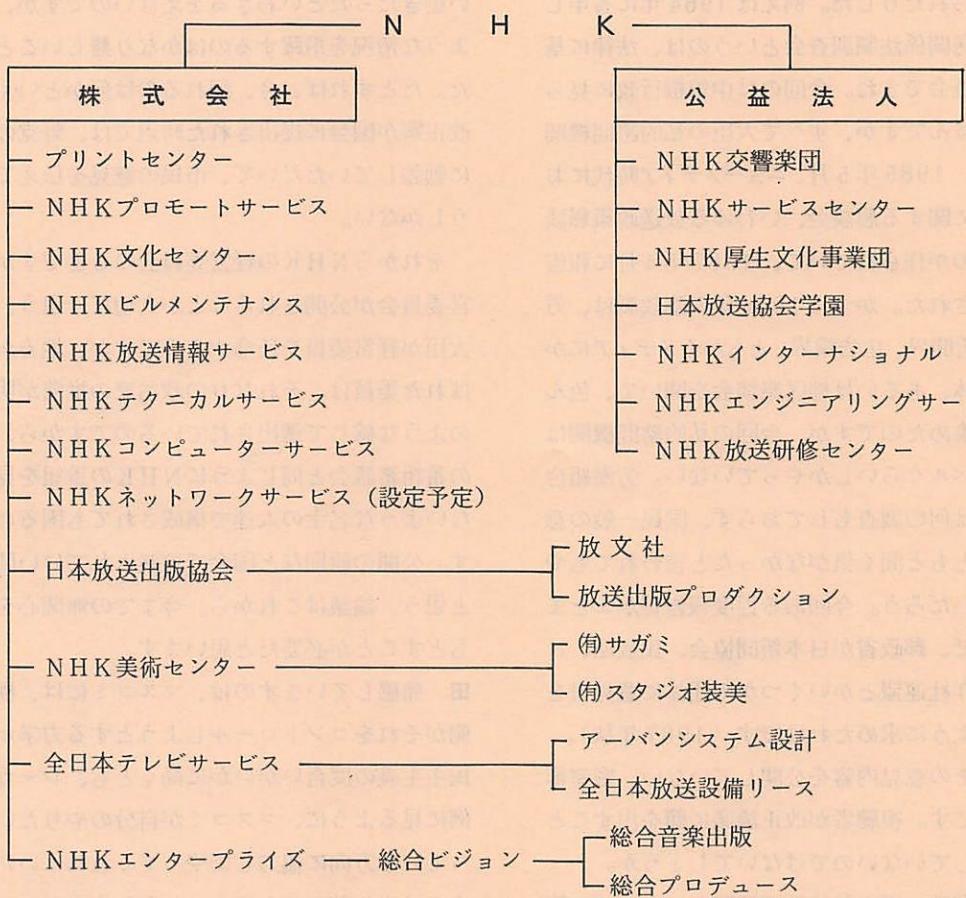
②番組審議機関の審議内容公開 全面公開ではなく、概要の公開にとどまっている。この点が問題です。今までの番審はその議事録を郵政省に提出することを義務づけられていますが、東京新聞2月24日の記事に見るよう、委員の平均年令80才の番審をもつ放送局があったり、お弁当を食べに集まっている、あるいは番組を見ない人が集まっている機関などと、番審の形骸化が指摘されています。今後、審議内容の公開が義務づけられると、意見を述べない人を集めてくるとか、なるべく議論にならないような番組を制作するといった萎縮効果を招く危険性も多分に含まれている。昨年秋NHK経営委員に佐藤欣子さんが選ばれたという件ですが、どういう審議で彼女が登用されたのかその辺は閉鎖的に審議しておいて、番審は公開するといった例に見るように、法改正のねらいは内容規制とも読めるのです。委員選出7名となっていますが、今まででは労働組合側からもひとり入っていたのが、今度は有識者ということで、かなり恣意的に選んでいくことができて、それこそご意見番ではなく、局側が提示したことによなづく人たちが集まる、集めようとしてすることになる。そういう可能性も含んでいます。

③NHKの業務拡大と受信料の関係 NHKの予算は98%が受信料収入です。資料に見るように子会社や公益法人が放送関連事業をやっている限りにおいては、それほど大きな批判はできないのですが、ホテルなど経営できるとなると、我々の受信料とNHK予算をどういう風に位置づけたらいいのかという問題がおこってくるだろうと思います。さらにはNHKエンタープライズとかネッ

トワークサービスなどの事業が地方へ波及していく地方の番組市場を荒し始めてくる。どういうことかといいますと、地方の民放局は人員削減等の経営努力をして下請け企業に番組制作を担当させていますが、その業務をNHKの子会社がどっと入ってきて奪っていく。つまりセブンイレブンや、ファミリーマートが地方の小売店を潰していくのと同じ構造になっていくのではないか。そういうところに我々の受信料が使われていくわけで、受信者としては、NHKの出資の範囲をどこまでにするといった歯止めを必要とするように思います。

最後に④電波監理審議会の実状についてです。私は日本有料テレビの聴聞会に何度も出させていただいたのですが、電波監理委員会で「異議申し立て」というのは、普通の裁判でいえば、第一審のようなものなんです。電波監理審議会の審議官、それは裁判官的な人なんですけれども、実際にその人は事務屋さんで、ただ審議会の聴聞をするのを仕事としていて、判定を下す人は聴聞会には出てこない電波監理審議会の委員の先生たちなんですね。その先生たちは一度も出てこないで、文書のみを見ながら判断して、異議申し立てについて認めたり、却下したりするわけです。その進行役である準裁判官のような人は郵政側の代理人と一緒にになって法廷の場に入ってきて、一方、原告である日本有線テレビの側は、単独で入ってくる。つまりその裁判は、日本有料テレビの人に言わせれば、原告が被告の家へ出向いてですね、被告の家で裁判するようなものなんだと。こういう表現をされました。何といいますか、民主主義の基本的ルールが整っていない。こういう実状があります。この大きな問題を含んでいるにもかかわらず、改正案では何も触れていない。電波監理審議会というのは放送行政の根幹にかかわる部分で、免許行政とともに大変重要なところなんですが、これについて何ら変わらないというのでは、今回の改正案を免許制度改善とは、とてもいえないと思うわけです。

N H K 関 連 団 体



参加者との話しあい

司会 では参加者と一緒に話し合いに移ります。

田 一つ気になるのは、BS-3を打ち上げて民放から初めて衛星放送に参入することになってい

るのですが、民放各12社が、それぞれに申請した

のが、1本にまとまって日本衛星放送株式会社が

設立された。その経過と、郵政大臣が免許権を持

っていること。そして電波監理審議会の現状から

見ていましても、放送局というものが、権力を握

っている側にコントロールされる。そういう状態

になっているということです。活字メディアの報道の

自由と電波メディアの報道の自由が違うところ

です。先程いった日本衛星放送という会社。その

背後に各新聞社がいるわけで、間接的といい

ながら、新聞社までが電波法を介して政府にコントロールされる恐れがある。このことについて今、新聞社、テレビ局の皆さんは何を考えておられるのか。言論の自由という民主主義の根幹をなす問題について、何をお考えか聞かせていただきたい。

女性A 遅ればせながら市民がアプローチするとしたら、何ができるのか。

田 質問をする野党の議員の方々にまとめて意見を出すやり方が一つある。もう一つは質問書というのがあって、これはどんな段階でもどの議員からでも出せる。私は現在通信委員ではありませんが、私でもいい。提出されれば、政府は閣議決定で答えなくてはならない。政府の見解として答える義務がある。

女性B 国民の側があまりにも無関心であり続け

た。なぜそういうことになったのか。

服部 今までの法改正の時には、法律によって研究会が作られたりした。例えば1964年に答申した臨時放送関係法制調査会というのは、法律に基づいた調査会ですね。今回のは中曾根行政に見られる特徴なんですが、すべて大臣の私的諮問機関なんです。1985年5月、ニューメディア時代における放送に関する懇談会、いわゆる放送政策懇談会というのが作られていて、1987年4月に報告書が発表された。かつて1964年の臨放調は、労働組合、新聞界、広告業界、ともかくメディアにからんだ団体、あるいは地区懇談会を開いて、色々な意見を集めたのですが、今回の私的諮問機関は事業所レベルぐらいしかやっていない。労働組合については何の調査もしておらず、国民一般の意見などもともと聞く気がなかったと言われてもやむをえないだろう。今回ある程度報告書がまとまった段階で、郵政省が日本新聞協会、民放連、NHK、制作社連盟とかいくつかの団体に意見書を提出するように求めたわけです（1987年秋）。NHKはその意見内容を公開していない。密室審議なわけです。視聴者が改正論議に顔を出すことさえ想定していないのではないでしょうか。

男性C 郵政大臣の私的諮問機関ができた時、放送文化基金では、民間側の声を反映させようということで、委託研究をやることになった。

このような研究に積極的に参加する先生がいると思ったのですが、学者の方々に躊躇する姿勢がある。そしてまとめる段階になって民放関係やNHKの人に入ってもらったのですが、放送政策懇談会に対抗するようになるのはまずいというような話になる。放送界というのは、ある意味ではアグリーな面がある。日本では許認可に伴う検閲のようなものが染みとおっているのです。私たちの主旨としては、イギリスのように公聴会（ヒアリング）のような会をやってまとめていく、NHKや民放側もヒアリングの対象となる、そのくらいの権威のある研究会であってもいいと思ったのです。事業者の意見書が出てくるのと並行して私たちの研究会の勧告あるいは答申が出ればいいと思

っていたのですが、雰囲気としてはなるべくゆっくりということになり、出たのは先月でした。遅い動きだったといわざるをえないのですが、このような情況を飛躍するのはかなり難しいことだった。だとすれば、今、頼れるのは何かといえば、改正案が国会に提出された時点では、野党の先生に勉強していただいて、市民の意見を伝えてもらうしかない。

それからNHKの経営委員会のことですが、経営委員会が公開されることが大切だと思う。総理大臣が経営委員を任命するのですが、地方から選ばれた委員は、それなりの政治家の推薦が明らかのような感じで選出されているのですから、民放の番組審議会と同じようにNHKの番組を見ていよいよ名士の人達で構成されても困るわけです。公開の原則など国会で論議されていい問題だと思う。論議はこれから。今までの無関心をとりもどすことが必要だと思います。

田 痛感していますのは、マスコミには、権力の側がそれをコントロールしようとする力学がある。民主主義の度合いがいかに高くとも、レーガンの例に見るように、マスコミが自分のやりたいと思っている方向に協力してやってくれればいいと思うのは当たり前のことです。しかし権力がコントロールしようとしても、それに対抗できる仕組みというものを国民や市民、放送局の側がもっているということが必要なんだということ。社会主義国になると、公然とコントロールしているわけですから、アメリカのようなところでもやる。日本でもやっている。日本の場合、実に巧妙にコントロールの仕組みを作った。それは、田中角栄を先頭とする自民党の郵政族といわれる議員たち。それに対して市民の側はコントロールされた側が、全く対抗手段を放送局も含めてもらっていないのではないか。私は、市民の側からの仕組みがつくり出せたら、と思い続けているのです。

司会 今日はどうもありがとうございました。早いうちに野党議員に会いにいくことと、質問趣意書を作成する等、行動していきたいと思います。皆様もご協力下さい。
（まとめ 永田順子）

資料

放送法及び電波法の一部を改正する法律案

現行の放送法、電波法は1950年（昭25）に制定された。当時はまだNHKしかなく、しかもラジオの中波放送だけという状態で、その後、テレビの登場、文字放送、音声多重放送など技術開発に伴う新しい放送サービスが加わる都度、小規模な改正が行われてきた。

今回の改正は郵政省提出の趣旨説明によると「放送の発展、多様化は著しく、事業主体ではNHKに加え、民放149社及び放送大学学園が登場するに至っている。（そのため）新規施策を主要な改正項目とするものではなく、放送法制をこのような放送の現状にあわせるために行うものであり、その中において所要の規制緩和措置を講ずることとしている」

以下に改正内容を紹介する。< >内に郵政省提出の説明資料を必要に応じて加えた。

1. 提案理由

放送の健全な発達を図るために、放送の計画的普及を目的とする制度を設け、放送番組審議機関に関する規定を整備する等放送番組の編集等に関し所要の措置を講じ、日本放送協会が行う業務等に関する規定を整備し、有料放送に関する規定を設けるとともに、放送局の免許に関する規定を整備する等放送に関する法制の整備を行う必要がある。

2. 放送法の一部改正の内容

(1) 放送法の構成に関する事項

< NHK、民放の併存体制を維持、発展させていく必要性を踏まえ、NHKの関係規定を民放に準用する現行放送法の構成を、民放の発展定着した今日の実態にふさわしい形に改める >

第二条の三の二 「放送事業者」とは、電波法の規定による放送局の免許を受けた者をいう。

第二条の三の三 「一般放送事業者」とは日本放送協会（以下「協会」という）及び放送大学学園

（以下「学園」という）以外の放送事業者をいう。

(2) 放送普及基本計画に関する事項

< 有限希少な電波を使用する放送の最大限の普及が円滑に達成されるよう、放送の普及を計画的に遂行するための法的根拠、国及び放送事業者の役割等を明らかにする >

第二条の二 郵政大臣は、放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、放送普及基本計画を定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。

2 放送普及基本計画には、放送局の置局に関し、次の事項を定めるものとする。

一 放送を国民に最大限に普及させるための指針、できるだけ多くの者に対し放送をすることができる機会を確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享受されるようにするための指針その他放送の計画的な普及及び健全な発達を図るために基本的事項。

二 協会の放送、学園の放送又は一般放送事業者の放送区分、中波放送、超短波放送、テレビジョン放送その他の放送の種類による区分その他の郵政省令で定める放送の区分ごとの同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域（以下、2の3、3、4、5略）

6 放送事業者は、その行う放送に係る放送対象地域において、当該放送があまねく受信できるよう努めるものとする。

(3) 放送番組に関する事項

放送番組間の調和（調和原則）と、この原則のメディア特性に応じた緩和。また番組審議機関の活性化による放送番組の質的向上の促進など。

第三条の二 放送事業者は、国内放送の放送番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところによらなければならない。

一 公安及び善良な風俗を害しないこと。

二 政治的に公平であること。

三 報道は事実をまげないですること。

四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにするたと。

2 放送事業者は、テレビジョン放送の放送番組の編集に当たっては、特別な事業計画によるものを除くほか、教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組を設け、放送番組の相互の間の調和を保つようにしなければならない。（3、4略）
(番組基準)

第三条の三 放送事業者は、放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準（以下「番組基準」という）を定め、これに従って放送番組の編集をしなければならない。

2 放送事業者は、国内放送について前項の規定により番組基準を定めた場合には、郵政省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。これを変更した場合も、同様とする。

(放送番組審議機関)

第三条の四 放送事業者は、放送番組の適正を図るために、放送番組審議機関（以下「審議機関」という）を置くものとする。

2 審議機関は、放送事業者の諮問に応じ、放送番組の適正を図るため必要な事項を審議するほか、これに関し、放送事業者に対して意見を述べることができる。

3 放送事業者は番組基準及び放送番組の編集に関する基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、審議機関に諮問しなければならない。

4 放送事業者は、審議機関が第二項の規定により諮問に応じて答申し、又は意見を述べた事項があるときは、これを尊重して必要な措置をしなければならない。

5 放送事業者は、審議機関からの答申又は意見を放送番組に反映させるようにするため審議機関の機能の活用に努めるとともに、審議機関が第二項の規定により諮問に応じて答申し、又は意見を述べた事項があるときは、郵政省令で定めるところにより、その概要を公表しなければならない。

第四十四条の二 協会は、第三条の四第一項の審

議機関として、国内放送に係る中央放送番組審議会（以下「中央審議会」という）及び地方放送番組審議会（以下「地方審議会」という）並びに国際放送番組審議会（以下「国際審議会」という）を置くものとする。

第五十一条 一般放送事業者の審議機関は、委員七人（専ら多重放送を行う一般放送事業者の審議機関にあっては、郵政省令で定める七人未満の員数）以上をもって組織する。

2 一般放送事業者の審議機関の委員は、学識経験を有する者のうちから、当該一般放送事業者が委嘱する。（3は略）

(番組基準等の規定の適用除外)

第三条の五 前二条の規定は、経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他郵政省令で定める事項のみを放送事項とする放送又は臨時かつ一時の目的（郵政省令で定めるものに限る）のための放送を専ら行う放送事業者には、適用しない。

〈放送メディアが多様化し、放送番組規律を一律的に適用することが適當とは認められない状況が生じてきていることから、放送番組間の調和や番組審議機関の設置などの規律をメディア特性に応じて緩和する〉

(4) NHKに関する事項

〈NHKが公共放送として蓄積したノウハウの社会還元を図り、併せて副次収入など経営財源の多角化を行うことができるようとする〉

(目的)

第七条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内放送を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送を行うことを目的とする。

(業務)

第九条 協会は第七条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 次に掲げる放送による国内放送を行うこと。

イ) 中波放送、ロ) 超短波放送、ハ) テレビジ

ヨン放送、二) 次に掲げる多重放送(1)超短波文字多重放送、(2)テレビジョン音声多重放送、(3)テレビジョン文字多重放送 (二は略)

三 國際放送を行うこと

2 協会は、前項の業務のほか、第七条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

(一、二、三は略)

四 多重放送を行おうとする者に放送設備を賃貸すること。

五 委託により、放送及びその受信の進歩発達に寄与する調査研究、放送設備の設計その他の技術援助並びに放送に従事する者の養成を行う。

3 協会は、前二項の業務のほか、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、次の業務を行うことができる。

一 協会の保有する施設又は設備（協会がその所有する土地についてした信託の終了又は解除により取得したものも含む）を一般の利用に供し、又は賃貸すること。

二 委託により、放送番組等を制作する業務その他の協会が前二項の業務を行うために保有する設備又は技術を活用して行う業務であって、協会が行うことが適切であると認められるものを行うこと。

4 協会は前三項の業務を行うに当たっては、営利を目的としてはならない。

第三十九条 協会の収入は、第九条第一項から第三項までの業務の遂行以外の目的に支出してはならない。

2 協会は、第九条第三項の業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

＜N H K の業務運営の一層の活性化及び適正化を図る観点から、役員の任期の見直し、監査機能の強化等を行い、経営体制を改善する＞

第二十八条 会長及び副会長の任期は三年、理事及び監事の任期は二年とする。

第三十八条 協会は、毎事業年度の業務報告書を作成し、これに監事の意見書を添え、当該事業年度経過後二箇月以内に、郵政大臣に提出しなけれ

ばならない。（第四十条第一項は略）

(5) 有料放送に関する事項

＜発展拡大する放送事業を経営的に支える新たな財源を確保するみちをひらくとともに、多様化する受信者のニーズにこたえるよう、一般放送事業者の放送として有料放送を導入する＞

第五十二条の四 有料放送を行う一般放送事業者は、当該有料放送の料金その他の提供条件について契約約款を定め、郵政大臣の認可を受けなければならない。当該契約約款を変更しようとするときも、同様とする。（52条の5、6、7は略）

3. 電波法の一部改正の内容

(1) 免許の申請の審査に関する事項

1 郵政大臣は、放送局の免許の申請について、郵政大臣が定める放送用周波数使用計画（以下「使用計画」という）に基づいて、周波数割当ての可能性を審査すること（第七条関係）。

2 使用計画は、放送普及基本計画で定める放送系の数の目標の達成に資することとなるように、電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項を勘定して定めるものとする（第七条第三項関係）。

(2) 放送局の免許有効期間に関する事項

＜今日における放送事業の発展、定着の状況、諸外国の状況等を勘定し、現在3年を延長する＞

第十三条 免許の有効期間は、免許の日から起算して五年を超えない範囲内において郵政省令で定める。ただし、再免許を妨げない。

以上が今回の改正案の主な内容であるが、広告放送に関しては、現行の放送法第五十一条の三の内容とほぼ同じだが、改正案では次のようになっているので、一応、記しておく。

第五十一条の二 一般放送事業者は、対価を得て広告放送を行う場合には、その放送を受信する者がその放送が広告放送であることを明らかに識別することができるようしなければならない。

■ FCTの声

頭にきました!

テレビを見ていて頭にきたら即ハガキに書いて「ガゼット」編集室まで送りましょう!

●女性を侮辱するCM「ハイチュウ」

テレビ東京系テレビ愛知のアニメ「おらあグズラだぞ」とフジテレビ土曜6時30分放映の「ゲゲゲの鬼太郎」中に森永製菓の「ハイチュウ」CMが流されますが、その内容に怒っています。

出演している“とんねるず”の二人がハイチュウを食べると、セクシーな金髪女性が出てきてキスをします。もう一つ食べると、今度はきちんと着物を着た白髪まじりで杖をついた、品の良い初老の女性が出てきます。すると二人はソッポを向き逃げ出します。

これには「女は容姿、性的魅力で価値が決まり、その用をなさないバスやババアは女にあらず、人にあらず」のメッセージを感じます。このCMを見る度、男たちがどんなに女をさげすみ、人間として扱わぬ、性の玩具としてしかみなしてないかを感じ、深い侮辱を受けます。特に、心暖まるすばらしい内容の子どもアニメ中に放映とは、せっかく得たやさしさをぶちこわすも同然です。どうか皆さんも抗議を／＼不買運動もして下さい。

●女性を商品化する許せない番組

前略 2月13日夜8時頃、TBSの「加トちゃんケンちゃんごきげんテレビ」に信じられないものが出来ました。なんとストリップショーです。ダンサーは全裸になり、えんえんと悩ましい踊りを続けた。

この番組は開始以来必ず一回は女性の全裸や入浴や着がえ、スカートのぞき、男がパンティをかぶったり、においをかいだりの場面が出てきます。

高視聴率で、女を性的な遊び道具として扱ったり、性的侮辱をしたり、犯罪として裁きの対象である性的いたずらを、表現の自由と思いつむ人が多いようである。

何度も局に抗議してもやめません。その上、便乗番組であるフジテレビ(〒162 新宿区市ヶ谷河田町7)「だいじょうぶだあ」もチカンやいたず

ら、女性の全裸を出しています。

今回のシリーズは「アダルト笑劇場」ということで何週か続くようです。風俗営業などの女性を商品化するもの、本来、未成年の目にふれるべきでないものをテレビに出すのはおかしいと思う。なんとかできませんか。

テレビ局(TBS)ではだめなので、スポンサーに抗議し、その会社の商品は買わないことも伝えて下さい。スポンサーはロッテ、ライオン、明星食品です。 春日井市 主婦(29歳) 岩間裕子

●えげつないNHKの特集番組

3月23日夜7時30分から、NHKの特集番組「あなたはいまテレビに何を期待しますか」を見ました。たまたまテレビについて真剣に考えてみようと思ったからです。

NHKの調査研究所によるデータ、テレビやビデオの保有率とか、平均視聴時間、テレビについてどう考えているか、といった調査結果の数量が紹介されたあと、討論に入りました。

NHK出身、教育テレビの講師その他、NHKの画面でおなじみの出演者が、情報番組と娯楽番組についてそれぞれの意見を述べました。

時間が短かかった為もありますが、少しも話しあいにならず、建設的なまとまりも得られないうちに終ってしまった感じでした。

このあたりまでは、まあ私自身もテレビに何を期待しているのだろうと少しばかり見ていたつもりです。ところが、そのあと4月からスタートする新しいニュース番組のキャスターや制作担当の人たちが出てきて、要するにNHKの情報、報道について延々と宣伝をはじめ、最後迄その調子で終ってしまいました。

要するに1時間15分かけてNHKの新しい番組のCMを見せられたということがわかって猛然と腹が立ってきました。

民放が新編成の季節になると、大特集をやって

新番組の宣伝をやります。はじめからそうとわかつて見ていれば怒る氣にもなれませんが、良心的みたいな題をつけ、もっともらしい討論でオブレートをかけ、実はいち早く新番組の宣伝をやるなんて、やり方がえげつないだけに余計に腹が立ちました。公共放送たるNHKのやることではありません。あんまりアタマに来たのでひとこと御進致します。

東京都 石山衣子

●サントリー社長の暴言は地方を差別するテレビの体質と共通

最近、大変なショッキングな出来事がテレビの中で見られました。2月28日午後6時のTBS「報道特集」で、サントリー佐治社長が東北地方との地方に住む人びとを差別・侮辱する暴言をはいているのを、しっかりと、テレビが全国放送したのです。（中略）実は、私は高校まで青森市で育ち、その後、東京で学生生活を、神奈川県横浜市、横須賀市、鎌倉市で職業生活を経験して、結婚して室蘭市に住んでいます。

東京近郊で生まれ育った方たちは、佐治社長による暴言をどのようにとらえるか分りませんが、少なくとも良識ある人ならば、どんなに東北ゆかりの人びとにショックを与えたか、おわかりいただけると思います。私はその夕方から立腹し続け、3月1日朝日朝刊で「抗議続々、（社長）陳謝へ」という見出しを見つけ、少し落ちついたほどです。しかし、知人に葉書を書き、サントリーの不買を勧め、朝日「声」欄にも投稿しました。

夕刊の「素粒子」に「社長の知的水準がバレたサントリー」ともありましたが、私が言いたいのは、知的云々よりも、これが大阪で、いわゆる仲間うちでの本音であろう、ということです。この本音はサントリー社長一人のものではなく、関西人、それから東京で“成功”している東北以外の人びとの意識下にあるものだと思います。

これまで、テレビの出演者がしばしば「いなかもの」呼ばわりして、北海道、東北等の出身者をやりこめる場面を目にし、気になっていました。一体、メクラ、ツンボ等が放送禁止用語で、なぜ地方出身者を「いなかもの」と呼ぶのが許されるのか、疑問に思います。

生まれも育ちも都会（今では東京と大阪しか指さないのではないか）の人間が地方出身者を「いなかもの」と言えば、言葉の上で圧倒的に優位に立つことができます。それがテレビの中で行われれば、カッコイイことの好きな子どもたちは皆「そうだ、そうだ。あいつはいなかものだ」と、そのやり方を肯定するでしょう。まるで地方からの転校生や海外からの帰国子女をいじめる方法を、みせているようなものです。このような場面に出会うと、私は本当に切なくなります。女性への差別、弱者への差別と同じく、これも子どもに悪影響を与える東京発信のテレビのなせるわざではないでしょうか。

これまでに気になったテレビの場面のいくつかを思い出すまさに書き出してみますと：

- 1) かなり以前、タモリが「笑っていいとも」で北海道の男性の役者について、「北海道のオッサンが何を…」と、かなり乱暴な言い方をした。
 - 2) 「サンマのまんま」でゲストで出演した古村比呂（北海道出身、ちょっとちゃん役）に向って、さんまが「あんた、ものすごい、いなかもんやねー」と言い、その後、彼女は委縮してしまって、思うように話ができなかった。
 - 3) ごく最近「笑っていいとも」で所ジョージが田中義タケに向って（田中が八戸で成人式をした話をすると）「それは汚点だよ、君の人生の汚点」と言い、その後、何も言わせなかった。一緒に出ていた関西出身の人には何も言わなかった。これには地元から抗議があったらしく、次週に二人でその話題に触れ、所が「ギャグなんですから本気にしないで」と言い、田中も「ギャグのうちだから」と笑っていた。所ジョージはこの機会に反省した気配があり、ホッとした。
 - 4) NHKのお昼の番組で、関西出身の斎藤ゆう子が東北の某県と四国の某県についてのクイズで、東北の生活を侮辱するような表現をした。
- 以上のように、関西系のお笑いタレントの言動が気になっていたところ、今回の事件があり、さもありなん、と納得した次第。

室蘭市 主婦 田中裕子

FCT

データ・バンク

—海外篇—

●誕生して50年目のスーパーマン,
Superman at 50, TIME, 1988年
3月14日号。

アメリカのヒーロー、スーパーマンがコミック誌 Action Comics に初めて登場したのは 1938 年 4 月。オハイオ州クリーブランドに住む 2 人の高校生ジェリー・シーゲルとジョー・シャスターが生みの親であった。2人は 4 年前の 1934 年にスーパーマンを創り出し、新聞連載用に 12 回分を仕上げてからユナイテッド・フィーチャー社等へ売り込みを図ったが失敗。4 年後に Action Comics 誌の創刊を機に、発行元の DC コミック社がやっと買上げ、陽の目をみた。

以来、スーパーマンは同誌上で 50 年間、活躍してきたが、その他にもスーパーマン・コミックスとして単独で売られ、新聞紙上にも登場し(全国 250 紙)、ラジオ番組としても 13 年続いてきた。また小説にもなり、17 回シリーズのアニメとなり、15 回続きの映画シリーズになること 2 回、テレビ番組としては 104 回のシリーズものとして制作されたし、再度アニメ化された時は 69 回シリーズものとなった。さらにブロードウェイミュージカルにもなっているし、映画化はすでに 5 回、6 作目が現在、製作中である。

スーパーマンは正にアメリカの神話といえるが、S F 作家のハーラン・エリソンは「フィクションとして創り出された人物の中ではターザン、シャーロック・ホームズ、ミッキー・マウス、ロビン・フッド、それにスーパーマンの 5 人が世界でもっとも良く知られている」と述べている。

さて、スーパーマン誕生 50 年を祝して CBS はプライムタイムにスペシャル番組を放送し、DC コミック

社はマンハッタンでファンのために大々的な誕生パーティを開いている。また『スーパーマン伝説 (Superman at Fifty : The Persistence of a Legend)』という本も刊行された(Octavia press \$ 16.95)。この本はスーパーマン雑学情報といったもので、例えばスーパーマンは果してユダヤ人か(答は否)、スーパーマンに出来ないことは何か(彼は不死身の皮膚を持つから予防注射を受けても意味がないし、入れ墨もできない)、彼はいまだに童貞か……等の質問を並べ、答を提供している。

同書はスーパーマンの原作者に関する情報も収録している。それによるとシーゲルとシャスターの両氏は現在、共に 73 歳で、すでに引退し、ロスアンゼルスに隣人同志として住んでいる。50 年前、DC コミック社は全著作権を買い上げ、1 ページにつき 10 ドル支払っていた。しかし、1 冊目が売り切れ、2 冊目が 25 万部も売れるようになって、2 人は同社を相手に訴訟を起こし、それは 1970 年代まで続いた。最終的には DC コミック社の新しいオーナーとなったワーナー・コミュニケーションズ社がスーパーマンの映画化を企画して原作者と話し合いの席につき、2 人に年間 2 万ドルを終生、支払うことで合意した。(スーパーマンに関する全収益ということでは 1 千億ドルを下らないはずだ)

スーパーマンのストーリーは暴力的で絵もかなり刺激的だが、このヒーローは常に天使のような愛に充ちている。映画の脚本家 D・ニューマンは「天国の父なる神が地球を救うためにその息子をこの世につかわし、息子は人間の姿をとっているが人間ではない—新聞記者のクラーク・ケントとスーパーマンの二役を演じ続ける」といった解釈を示し、その宗教色の強さを指摘している。

アメリカの人間は皆、スーパーマンを昔から良く知っていると思っている。しかし、スーパーマンはその

著作権の所有者の思惑や市場の動向によって様々に変ってきた。例えばスーパーマンの父親には最初、名前がなかったが、後に Jor-L となり、さらに Jor-El に変った(しかも次第にマーロン・ブランドのイメージそのものとなつた)。マンガのヒーローとしてのスーパーマンは映画のスーパーマンと異なるし、テレビのスーパーマンはまた違っている。この変化が特に著しいのはスーパーマンの性に関する部分である。『スーパーマン伝説』によると「性的に純潔を保っていることがスーパーマンを神のように見せる大きな要因となっている。超能力者は無性であり、そのような人物をセックスの対象とみるとこと自体がタブーとみなされる」

スーパーマンの相手役の女性として登場するのはロイス・レーンだが、この女性は男性崇拜主義者で男らしいスーパーマンに恋こがれている。しかし、ロイスのイメージも時と共に変ってきており、スーパーマンと結婚する夢を見続けていた時期を経て、1982 年以降のコミック誌上では有能なジャーナリストとしてピューリット賞を受賞するまでに成長し、スーパーマンは単なる友だちでいたいと言っている。

スーパーマンの変化はアメリカの社会的変容を反映している。第 2 世界大戦時のスーパーマンはベルリンへ飛び、ヒットラーとスターリンを連合国側のジュネーブ法廷へ引き出す役を演じている。1950 年代及び 60 年代になると、テレビ版スーパーマンが人気を博したが、それが仇となって反コミックの急先鋒 Fredric Wertham (Seduction of the Innocent, 1953 年の著者で精神分析医) の猛攻撃を受け、サディスティックな犯罪や恐怖が内容的に自主規制された。60 年代には犯罪を相手に闘うスーパーマンが市民権やベトナムのために果して闘っているのかが問われたりした。ところが 1978 年にクリストファ・リープ主演のスー

ペーパン映画の1作目が封切られると、突如としてノスタルジアのムードが漂い始めた。

スーパー・マンは時代と共にこれからも変っていくだろうが、基本的なものは決して変わらない。彼はアメリカ人の本質とでも呼べるものを表現しており、正直で、理想主義者で、楽観的で、助けを必要としている人びとをいつも援助している。彼は犯罪者と闘うだけでなく我々人間を堕落させる「悪」に対して極めて冷淡である。彼は自分の力を自慢することもなければ強欲でもない。彼は決して物事を計ったり、操作したり、裏取引きしたりはしない。善人であるだけでなく、親切で正直なお人よしであるが、このスーパー・マンのイメージは古き・良き時代のアメリカ人のイメージと重なっている。

●メディアと女性と売春

Reporting on Prostitution : The Media, Women and Prostitution in India, Malaysia and the Philippines, edited by Lois Grjebine, UNESCO, 1987.

ユネスコ報告書のシリーズの一つに「コミュニケーションと社会」があるが、本書はそのシリーズの最新刊で18冊目に当る。

売春の現状とそれに対するメディアの姿勢をインド、マレーシア、フィリピンの3国で調査し、共通する問題を探る。

今日の売春は“強制された売春”といえ、その背景には貧困がある。特に第三世界では急速な都市化に伴い貧しい人びとが農村部から大都市へと大量に流出しつつあるが、その中の女性の大半は教育レベルが低く、職業的訓練も受けていない。そのため彼女たちにとって売春が生きていぐための唯一の手段になってしまう。

政治及び社会の激変もまた農民を難民にし、普通の市民を行方不明者にしてしまう。この場合でも、女性が最大の犠牲者であり、最近の10年

に急速に拡大しつつある売春国際組織の手に落ちる女性が急増している。

売春問題は観光行政を積極的に進めつつある国で特に深刻で、“セックス・ツアーリー”もまた第三世界の女性たちに売春を強制する大きな原因となっている。

さて、以上のような現状に対するマスメディアの取り組みはどうか。調査はインド、マレーシア、フィリピンの3国でそれぞれ個別に行われたが、新聞を中心とするメディアの編集者、記者、執筆者の意識を次の諸点で共通して調査した。即ち①メディアが女性問題、特に売春問題にこれまで積極的に取り組んでこなかったのは何故か、②メディアの姿勢は今日では変ったか、③メディアで働く人たちの考え方、④メディアが果すべき役割—この問に関してはメディア内部の人たちだけでなく、女性問題に取り組むグループや一般市民の考えも調査した。

結果をみると、売春問題を取り扱う政治的、社会的、経済的原因はインドの場合と他の2国の場合ではかなり違っていることがわかる。インドには他の2国のような売春観光の問題はないし、また外国の軍隊駐留によって起こっている基地周辺の売春地帯の問題もない。インドにおける売春の主要な原因是貧困と何世紀にもわたって続いてきた男女の不平等である。女性は今日でも父親あるいは夫の所有物とみなされており、そのような伝統的な社会で育つ女性は父親や夫によって強制される売春を自らの運命として受け入れてしまう（幼少の頃に売り渡される女性も多いし、未亡人になった女性は存在そのものを否定され、貧しければ売春に身を投じる以外に生きていく術がない）。

このような現状に対してインドのメディアは国際婦人年以来、散発的ではあるが、前向きに取り組むようになってきている。特に雑誌や日曜新聞に意欲的な特集記事が出るよう

になった。それは調査報道の姿勢にセンセーショナリズムを加味した報道という特徴を持つ。その具体例がいくつか紹介されている。

マレーシアの報告では売春観光を最大の問題として指摘し、そうしたセックス・ツアーリーの参加者の大半は日本人男性であると述べている。日本からの観光客は1976年から81年の間に倍増し、その数はマレーシア政府のルック・イースト政策に呼応してさらに増えつつある（ニューストレート・タイムズ紙の報道）。

代表的な新聞4紙における女性像を調査し70年代にみられた伝統的な女性像が80年代には少しづつだが変りつつあることを見出している。しかし広告では「見る人の注意を引くために女性を使ってはならない。女性モデルには上品な服装をさせること」という政府の規制は守られていない、と指摘している。

この調査結果と売春問題の関連について女性グループの人たちに意見をきいているが、その関連性を深く認識している人は少なかった。

フィリピンの報告はメディアで働く人びとの意識調査（質問紙法、回答者は男性58名、女性42名の計100名）とその結果に対する反応を得るために開いた3つのセミナー記録から成る。調査では「夫が買春するのは妻が悪いせいだ」「スケスケの衣服を身につけた女性の写真を掲載することは別に問題ない」「新聞はセックスを美化している」等の女性観や買春に関する考え方、現状認識を知る手がかりとなると思われるステートメントを50余り示し、各々について「そう思う」「ある程度そう思う」「思わない」の3段階で答えてもらう方法をとった。その結果、ジャーナリストでも女性と男性の考え方は多くの点で異っていること、また売春問題の解決で果すメディアの役割を男女いずれも限定して考えていること等がわかった。

（レビュー・鈴木みどり）

FCT

データ・バンク

一 国 内 篇 一

●プライバシーと高度情報化社会、堀部政男、岩波新書、1988年3月刊。

高度情報化社会の急速な進展の中で、プライバシー権は侵害の危機にさらされている、という警告の言葉で本書は始まっている。著者がいうプライバシー権とは、アメリカで伝統的に使われてきた「ひとりにしておいてもらう権利」（これを著者は伝統的プライバシー権と呼ぶ）のことではなく、コンピュータ化の進展に伴ってより積極的に「自己に関する情報の流れをコントロールする個人の権利」即ち「自己情報管理権」や「自己情報決定権」として定義づけられる新しい意味での「現代的プライバシー権」である。

個人に関する情報はコンピュータ社会の出現によって本人のほとんど知りえないところで広範かつ体系的に集積され、高度に利用されている。その実態は本書の4章・公的部門の個人情報保護の1節中の「個人情報保有状況と保護策の検討」、あるいは5章・民間部門の個人情報保護の1節「個人情報の保有状況と保護基準」で概説されており、プライバシー侵害意識の稀薄な日本がどれほど大きな問題をかかえているかを、改めて教えるべきである。

日本は世界的にみても情報化が高度に発達しているのに、個人情報保護に関する法律を今だに持たない稀なる国である。この種の法律はアメリカの公正信用報告法（1970年）、プライバシー法（74年）をはじめとしてスウェーデンのデータ法（73年）西ドイツの連邦データ保護法（77年）その他フランス（78年）、カナダ（82年）、イギリス（84年）と次々と制定されており、80年にはO E C Dでも理事会勧告の形でプライバシー保護

の国際水準が示されている。その具体的な内容を解き明かす3章・個人情報保護の国際水準を読み進むにつれ、日本社会の高度情報化というものがいかに欧米の社会と異なって個人の存在を軽視し、技術・産業開発中心におし進められてきたものであるかに気付かされ、がく然とする。

この上は、国際水準に一步でも近づくため日本でも個人情報保護の早急な立法化を実現したい。それが著者の本書執筆の意図であろう。（M）

●情報化社会の渦に自分を見失うな、野田正彰、「Voice」1988年4月号。

「コンピュータ新人類の研究」で大宅ノンフィクション賞を受けた神戸外語大教授野田の提唱する「情報社会学」という新しい学問の必要について語られたインタビュー企画。

アメリカの情報化の方向は、ほとんど研究体制の出発が軍事研究であり、国防省から出たお金で発展した。

しかし一方ではこれを市民社会の情報ネットワークに使うという動きが出て、健全な市民社会の力として蓄積されていく。日本では技術のとり入れとその広がりは手取り早いのに、社会生活の中に使われていく傾向は乏しく、一部の企業とマニアのネットワーク構築にしか使われない。情報化社会をどんな社会にしようと思っているのか、主体的な意志をもたずに、技術開発だけが先行している日本の状況はぜひ一考を要する時期に来ている。

人間と人間の様々な出会いがあり希望や野心をもち、挫折したりする社会、土でいえば中に空気が通り、ミミズもいて有機物も混ざっているような社会ではなくて、便利、効率、公平といったことが優先される固まった社会、空気の入りにくい土のような社会になりつつある状況はこの10年ほどの間に非常に進んでしまった。時代は多様化したといわれながら、ますます管理化が進んでいる現状は、ハイテクノロジーについてい

けない中年層にとってますます生きにくくなる。若者は早く老い、孤立化が進む。情報化社会をどう生きるのか、いまこそそのビジョンをもたなくてはならないと精神病理学者でもある野田は日本人に警鐘を鳴らしている。（T）

●スウェーデン放送で進行中の男女平等へ向けた改革、鈴木みどり、「部落解放研究」No.60、1988年2月。

スウェーデン放送（S R）で進行中の男女平等へ向けた改革、いわゆるアファーマティブ・アクションについて、その組織をあげての取り組み方、改革の具体的な内容及び成果を詳細に報告する論文。

S R の経営者側と組合側が「平等プロジェクト」の開始に合意したのは国際婦人年の聖年1976年であった。このプロジェクトは2年の歳月をかけて、S R で働く人びとの性による違いによって行われている不平等な実態を徹底的に調査し、部厚い報告書をまとめあげ改革に向けた「69項目提案」を提出した（78年末）。

折しもスウェーデンでは放送制度の改革が進行中で、それまでテレビ2波、ラジオ3波を独占してきたS R が5つの放送会社に再編成され、S R は他の4社の運営に総括的に責任を持つ親会社として位置づけられ、番組の制作は他の4会社で行うことになった。また80年7月にはスウェーデン社会で「男女雇用平等法」も施行された。

このような背景の下、80年にS R 内に「平等委員会」が、また各放送会社内には「平等問題担当グループ」が設置され、上記の「69項目提案」への具体的な取り組みが始まった。平等委員会は経営側及び組合側の各代表によって構成されており、また各社の平等問題担当者が委員を兼てている。そのため、平等委の取り組みは全社をあげたものとなり、「69項目提案」中、4年の間に既に目標を達成したものは24項目を数えるとし

て、その具体的な内容が紹介されている。

例えば「S R の 5 社は男女平等を推進するという番組政策を確立し、それを各社の番組基準に明記すること」という提案は既に実施されているし、「男女平等問題をテーマにセミナーや研修会を全ての被雇用者を対象に、勤務時間内に開催すること」という提案に対しては、全社をあげて平等問題を考え、討議する「ワーク・イコール・デー」を実施し、また「女性のための技術コース」等14の研修コースを企画・実施している。

人権意識が高く、社会制度も日本と比較できないほど民主的なスウェーデンなればこそ可能なテレビ局内部での改革といえなくもないが、それでも、日本のテレビで働く人たちの意識との差は大きすぎる。(F)

●マス・メディアと差別の撤廃、ジェリー・マンダー、「社会啓発情報」1988年2月号。

昨年11月に F C T の招きで来日したジェリー・マンダー氏は多忙な日程の中、大阪を訪れ、部落解放研究所主催の研究会に出席したが、その講演と討論の記録。

マンダーは世界中の先住民問題を扱った本を執筆中であるが、この先住民問題とメディアに関してパブリック・メディア・センターがこれまでどう活動してきたかを述べた後、部落問題と先住民問題の共通点に着目して、部落解放運動の推進でメディアに対する活動をどう展開していくべきかを、具体的に提案している。

まず①政府に対する要求としては、メディアを通じた啓発を積極的に行うようにさせる。そのためには、一案としてアメリカで「日本には部落差別がある」という広告を出し、それが逆に日本に波及し、日本政府を恥ずかしい思いにさせることも考えられると、いう。他國の人権擁護活動を行っている団体との連帯も大切である。②国民に対するアプローチ

としては長期的展望に立ち、地域レベルの集会、若者向けの雑誌に記事を掲載、漫画など受入れやすい方法を考える必要がある。③部落民に対しては自ら誇りを持てるようなスローガンが必要。これは黒人たちがブラック・イズ・ビューティフルというスローガンを生み出したことに学べるのではないか。その他④メディアの側が求めている情報を提供するという発想も大切だし、⑤学校に対しては、部落の歴史を教えるよう求めることでなく、自分たちでテキストを作り、その採用を働きかけることも重要である。(M)

●たかがテレビに文句を言うのはダサイ?、竹内希衣子、「たしかな目」43号、1988年3・4月号。

F C T 10年の歩みを振り返る時、テレビと子ども、親や一般市民との関係が正に「10年一昔」で変わってしまったことに気づく。同じようにテレビ番組の内容も大きく変わり、今では情報化社会に対応して情報番組がやたらに増え、そのあたりを食って多くの子ども番組が姿を消してしまった。しかも、この10年でテレビは一層、巧妙に商業主義的になってきている。

ところが、こんなテレビを何も考へず、感じないまま見ている人も増えていて、テレビになんか文句をいるのはダサイ、といった反応が多い。若年層ほど無批判で、肯定的である。

こんな情況を何とか変え、テレビをどう見るか、テレビとどうつきあうかを改めて考えてるために、F C T では T A T 日本委員会と協力して『テレビの見かた、つきあいかた』と題したハンドブックを刊行した。

このハンドブックを使って視聴者の自立を可能にしたい。「テレビは見ません」なんて気取らないで大いにテレビを見て、テレビに発言していく。それが市民として、視聴者としての役割であり、責任である。

(M)

●ニュースを蹴飛ばすTVニュース、「週刊読書人」1988年3月21日号。

4月以降テレビはますますニュース番組の時間を広げ、N H K、民放ともにニュースで勝負の様相が激化した。これをうけて一面の大特集で元N H Kディレクターの和田勉と作家小中陽太郎の両氏がT V ニュースとキャスターについて執筆している。

久米か森本かというだけで大騒ぎになってしまうテレビのニュース番組、例えば久米びいきの視聴者には久米がしゃべったニュースは正しくて、森本がしゃべっても何でもないという感じになってしまう。ニュースを蹴飛ばしてしまっている。それならいっそ久米個人、森本個人のニュースにしてしまえばいいとさえ思うのだが、あくまでも公正中立なニュースふうに仕立てるニュースのあり方に矛盾を感じる。これこそ一種のやらせではないか、と和田。

アメリカの調査ではT V ニュースの内容を見ている人は7%であとはキャスターの髪や服装を見ているというデータがある。キャスターは番組の“顔”として存在感は強いが、これまでのニュース番組では、キャスターがニュースの順序を入れかえたり、個人的なコメントをつけ加えることはあまりなかった。N C 9を担当した磯村尚徳がこの形を破って以来、キャスターの“個”を表面に出す番組が増えはじめ、久米宏のニュースステーションがこの形の最も成功例となった。個人のメガネで見るキャスターの思想性が問われるようになった分だけニュースは蹴飛ばされてしまう。とはいっても日本のキャスターは日本の視聴者の価値観にあわせた個性を出すことに神経を使うが外国のニュースはそんなことはおかまいなしにズバリと表現する。

日本のニュース番組もますますキャスターの個性に席捲されるようになっていくだろう、と小中は展望している。(T)

●テレビ・ラジオ視聴の現状—昭和62年11月全国視聴率調査の結果から、「NHK放送研究と調査」1988年3月号。

NHKが昨年(1987)11月9日㈪から15日(㈰)の1週間に実施した視聴率調査の結果報告。調査相手は全国の7歳以上の国民から層化無作為に抽出した3,600人で、有効率は77.5%。なお、視聴率1%当たりの推定視聴者人数は、全国で約110万である、という。

まず1日のテレビ視聴時間(週平均)だが、全体では3時間18分で前年(3時間21分)とはほぼ同じ。男女年令層別でみると、7~14歳の場合、男が2時間16分、女が2時間17分でその大半の時間(男で1時間57分、女で1時間54分)は民放視聴に使われている。この視聴形態及び時間量は13~19歳男・女層でもほぼ同じ。

視聴時間が長いのは男では50代で4時間7分(NHK2時間1分)、60歳以上5時間9分(同3時間7分)であり、女では20代で3時間15分(同35分)、30代3時間2分(同46分)、40代3時間32分(同1時間17分)、50代4時間46分(同2時間11分)、60歳以上4時間50分(同2時間29分)となっている。

この他、時刻別平均視聴率、NHK総合テレビ番組の視聴状況、よく見られている番組、ラジオの聴取時間量などに関するデータも。(M)

●今月の視点：子どもの側に立つために、「母と子」1988年4月号。

月刊教育誌「母と子」は4月号から今月の視点として特集を組むようになった。①子どもの側に立つ教育、三上敏夫②子どもからもらったパンチ、岩辺泰史③“もう一人の自分”にとまどう中学生と、佐土原盛④子ど

もから学べる教師に、加藤忠史⑤働く母親と子どもの交流、牧裕子。

5人の執筆者はいずれも小・中学校、保育園という教育現場から発言している。埼玉県の保育園園長をしている牧裕子は父母共働き家庭が当たり前になっている現状を踏まえ、働く母親の中には子どもとあそんでいるつもりでも、実際は子どもをテレビに押しつけたり、大切な日曜日をドライブとファミリーレストランで過してしまう人がいることを指摘して、もっと積極的に子どもと交流の時を持ち、「父親も母親も、子どもを真中にして、もう一度しっかり向き合うことが求められている」と書いている。

他の4人はそれぞれ日常的な教室の風景を記述しながら、教師がどれほど子どもたちに教えられることが多いを語っている。4人に共通するのは子どもを見る暖かい目と自らの仕事に対する厳しい姿勢であり、この2点は教師が子どもの側に立つための必要条件といえそうだ。(M)

●ポーランドの教育事情、アンナ・ミハルスカ、「私教育」88年2、3月号。

東大教養学部比較文学比較文化の研究生である著者が、ポーランドの教育について語る連載。

第1回(2月)では、教育制度について日本と比較し解説する。8年間の義務教育制度、就職のための専門学校、高等教育のシステム等について述べ、大学入試におけるユニークな「助点制度」の紹介もしている。

ポーランドの教育の特徴とし、単に学問を伝えるだけでなく、祖国愛や人道主義の態度を形成する事に力を入れている事をあげている。

第2回(3月)では、教育の歴史を19世紀末から第2次大戦直後まで

の史実を交え伝えている。19世紀末のポーランド分割の時代には、ロシア占領下の男子高等学校設立の状況について解説。ドイツ軍の占領下では地下活動の教育組織について発覚すれば強制収容所送りか死刑になることも恐れずに活動した様子を伝えている。(S)

●特集・なぜ、行くのか 学校へ、「We」1988年4月号。

7年目を迎えた月刊紙Weは4月号から3号続けて「学校」を特集にとりあげることにしたという。その1回目の内容は①インタビュー・〆刈あがた、②なぜ、行くのか学校へ平井雷太③なぜ、行くのか塾へ、早川裕子④編集者への手紙—高校中退をめぐって、高橋雅子⑤子供座談会・学校は、なんのためにあるんだろ、東京シャーレの子供たち。

平井雷太は東京・駒込駅前で「すべてすらくだ」を主宰している。これは子どもに一切教えない塾で、子どもが自分で勉強できるように配慮した教材作りをするのが平井の仕事。このユニークな塾をする中で平井は「学校は完全でないから価値がある。問題があるからこそ、関心が集まるのです。期待できない存在だからこそ意味がある」と考えるようになったらしく「『なぜ、行くのか 学校へ』という問いは私にとって『なぜ生きるのか』という問いそのものだった」と書いている。

東京シャーレは登校拒否の子どもたちの学校として3年前に奥地圭子が開設した。そこに通う小学6年から17歳の子ども9人による座談会が収録されているが、紙幅が限られているせいか、子どもたちの真の声がなかなか伝わってこない。(F)